

## 一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

ホ 煙突から排出される排ガス中の測定に関する事項（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号の二）  
 （状況：令和4年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

項目	測定位置	単位	基準	号炉	1月	4月	7月	10月
ばいじん	煙突	g/Nm <sup>3</sup>	10	1号	0.005	0.001	0.001	0.0017
				2号	0.005	0.001	0.001	0.0019
硫黄酸化物(SO <sub>x</sub> )	煙突	ppm	50	1号	7	10	16	20
				2号	5	7	9	9
窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )	煙突	ppm	100	1号	71	52	55	71
				2号	80	64	54	74
塩化水素(HCl)	煙突	ppm	50	1号	37	29	33	20
				2号	41	13	34	43
ダイオキシン類(DXN)	煙突	ng-TEQ/m <sup>3</sup>	0.05	1号	0.0039	0.000013	0.00016	0.0029
				2号	0.0083	0.000064	0.000051	0.000032
試料採取日				1号	1月18日	4月24日	7月10日	10月23日
				2号	1月18日	4月25日	7月11日	10月24日

※各測定記録は第三者機関による測定記録とする